

## 全社連病院の決算修正等に対する厚生労働省の対応について

### 1 経緯について

- 厚生労働省は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「RF0」という。）による社会保険病院等の財務及び内部統制に関する調査の結果について、平成 24 年 12 月 21 日（注 1）と本年 3 月 22 日（注 2）に公表を行った。
  - （注 1）「(独)年金・健康保険福祉施設整理機構 (RF0) による社会保険病院等の財務及び内部統制調査について」(平成 24 年 12 月 21 日 厚生労働省年金局)
  - （注 2）「(独)年金・健康保険福祉施設整理機構 (RF0) による社会保険病院等の財務及び内部統制調査について」(平成 25 年 3 月 22 日 厚生労働省年金局)
- この中で、全社連による調査の結果、全社連病院（RF0 が社団法人全国社会保険協会連合会（全社連）に経営を委託している病院）について、平成 24 年度決算で特別利益、特別損失を計上し、少なくとも約 30 億 6,100 万円について平成 23 年度決算の修正を行う必要があること等を明らかにした。
- この事態を踏まえ、厚生労働省から RF0 に対し、今年 3 月、全社連の平成 24 年度決算において、決算の内容の正確性、客観性や妥当性を担保するため、RF0 が委託する監査法人により、現地調査を含む徹底した検証を行うよう、指示を行った。
- 今般、全社連病院の平成 24 年度決算において決算修正が必要な額に関し、RF0 が委託する監査法人による検証が終了したことから、その結果について公表するとともに、検証の過程で明らかとなった問題点に対する厚生労働省の対応について公表する。

### 2 決算修正等の概要

- 全社連病院の決算修正等に係る RF0 からの報告は別添のとおり。その概要は以下のとおりである。

全社連病院の決算修正等に係る報告の概要

- 全社連病院（全 51 病院）の平成 24 年度決算において、平成 23 年度までの財務・会計処理に関し決算修正が必要な額について、RF0 が委託する監査法人による検証の結果の概要は以下のとおり。

		決算修正が必要な額	うち、発生原因が特定できない額
決算修正が必要な額 (総額)		118 億 2,800 万円	3 億 6,700 万円
(内訳) 特別損益等の 状況	特別損失	63 億 1,600 万円	2 億 4,000 万円
	特別利益	48 億 9,900 万円	1 億 2,600 万円
	その他(※)	6 億 1,300 万円	100 万円

※ 「その他」は、他団体（社会保険病院健康保険組合）の資金を、病院が簿外で管理していたものを簿内に戻し、預り金として決算修正するもの

※ 決算修正が必要な額の修正内容別の内訳は、別添（参考資料 2）参照。

- また、平成 22 年度・平成 23 年度の決算で既に特別損失・特別利益を計上して処理した額（8 億 8,300 万円）について、RF0 が委託する監査法人が検証したところ、発生原因が特定できない額は以下のとおり。

			計上額	うち、発生原因が特定できない額
計上額（総額）			8 億 8,300 万円 (※1)	5 億 1,500 万円
(内訳) 特別損益の 状況	特別損失	6 病院 (※2)	7 億 300 万円	3 億 5,700 万円
	特別利益	2 病院 (※2)	1 億 8,000 万円	1 億 5,800 万円

※1 計上額 8 億 8,300 万円については、本年 3 月の RF0 による全体報告において公表済。

※2 1 病院が特別利益・特別損失を共に計上している。

※ 詳細は、別添参照（「全社連病院の決算修正等について」（平成 25 年 8 月 30 日独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構））

### 3 決算修正等に係る報告を踏まえた厚生労働省の対応

- 全社連病院は、平成 26 年 4 月に独立行政法人地域医療機能推進機構（新機構）に移行することとなっており、それまでに適切に財務・会計処理を行う体制を構築させなければならない。また、新機構への移行後、再びこのような事態を発生させないためにも、RF0 自らが主体となって、適正な財務・会計処理及びそれを実現するための方策に取り組んでいかなければならないと考えている。
  
- したがって、厚生労働省としては、
  - ・ RF0 に対し、全社連病院の適正な財務・会計処理及びそれを実現するための方策について、新機構の使命・役割を踏まえ、各全社連病院の実情なども考慮しつつ、直接各全社連病院を指導するよう指示する。
  - ・ 全社連に対しては、上記 RF0 の指導に従い、協力して適切に対応するよう、大臣命令を発出する。
  
- また、決算修正が必要な額のうち発生原因が特定できない額が多額に上ったことなどについては、全社連本部による各病院への指導・監督が適切になされていなかったことにも起因すると考えられ、全社連に対し、速やかに体制の刷新をするとともに、責任に応じた必要な措置をとるよう求める。